

きよせ

今号の主な内容

- 特集
「1年を振り返って」 …4・5面
- 年末年始の市役所など業務予定 …3面
- 年末年始の図書館特別展示/年始の休日診療 …7・8面
- お知らせ～information …6～8面

マイナンバーを必要とする手続きが始まります

皆さんのお手元に届いた「通知カード」に記載されているマイナンバーは、平成28年1月1日から市役所の一部の手続きで必要になります。今回はマイナンバー制度本格実施に向けた3つのポイントをお知らせします。

平成28年1月1日から、マイナンバー制度が本格的に運用となります！



愛称：マイナちゃん

問合せ 企画課企画調整担当 ☎ 497・1802

Point 1 マイナンバーが必要になるのは、税・社会保障・災害対策の3分野

平成28年1月1日より、清瀬市では、次の制度の申請や手続きでマイナンバーの提示と記載が必要となります。

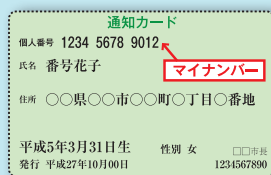
税	●地方税の減免等
	【保険】 ●国民健康保険 ●後期高齢者医療
	【高齢者福祉】 ●介護保険 ●養護老人ホーム入所等
	【障害者福祉】 ●身体障害者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●障害福祉サービス利用 ●重度心身障害者手当 ●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当等 ●難病疾病等医療費助成 ●小児慢性特定疾病医療費助成 ●自立支援医療費（育成・更生・精神通院）
	【生活支援】 ●生活保護 ●中国残留邦人支援給付
	【子育て】 ●児童手当 ●児童扶養手当 ●保育園入園等 ●保育の支給認定 ●妊娠の届出 ●養育医療 ●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●母子（父子）自立支援給付金 ●ひとり親家庭ホームヘルプサービス ●就学援助医療券 ●災害共済給付
	【その他】 ●市営住宅 ●戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等
対災害	●被災者台帳等
予利定用	○児童育成手当 ○義務教育就学児の医療費 ○ひとり親家庭等の医療費 ○乳幼児の医療費

Point 2 手続きにはマイナンバーと本人確認が必要

手続きにはなりすまし防止のため、マイナンバーの確認と、本人の確認を行います。確認方法は、以下のいずれかです。

マイナンバーの確認

マイナンバー確認用と本人確認用に、それぞれ証明書が必要



通知カード、もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書（郵送による申請の場合はその写し）

本人の確認

運転免許証（有効なもの）

または
パスポート（有効なもの）

など

運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど顔写真付きの証明書。上記の書類がない場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳など、2つ以上の書類が必要です。

個人番号カードは両方の確認が可能



【裏面】マイナンバーが記載



【おもて面】顔写真・氏名・住所・生年月日・性別が記載

Point 3 マイナンバーと本人確認が同時にできる「個人番号カード」がおすすめです！

「個人番号カード」は本人の申請により交付されるカードです。当面の間は発行手数料は無料となっていますので、運転免許証やパスポートなどの写真付き証明書をお持ちでなければ、申請をおすすめします。※希望される方には、氏名の点字表記（最大11文字）も可能です。

【個人番号カードの申請について】

申請の手続きは、通知カードとともに送付された個人番号カード交付申請書に顔写真を添付のうえ、必要事項を記入して返信用封筒に封入し、投函してください（詳しくは市報9月15日号を参照）。上記の郵送の他、スマートフォンやパソコン、申請機能を備えた自動証明写真機からも申請ができます。市では、12月



12日から自動証明写真機を市役所正面入り口に設置しましたので、ぜひご利用ください。自動証明写真機での申請は、写真を用意する必要がなく便利です。それぞれの詳しい申請方法は、通知カードと一緒に同封されているリーフレットをご確認ください。なお、個人番号カードは、即日交付はできません。交付申請が集中した場合、交付が遅れる可能性があります。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードは、有効期間内であれば平成28年1月以降も利用できます。電子証明書をお持ちの方は、12月22日まで更新手続きができます（有効期間にはご注意ください）。なお、個人番号カードの交付時に、住民基本台帳カードは回収となります。

※住民基本台帳カードの新規発行は12月28日で終了します。

個人番号カード申請の問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

**平成28年度採用予定
清瀬市職員募集（正規職員）**

■一般事務（若干名）
資格 昭和50年4月2日から昭和60年4月1日まで生まれ、民間企業などにおける職務経験が5年以上ある方

■一般事務（測量士・若干名）
資格 昭和50年4月2日から平成元年4月1日まで生まれ、測量士または測量士補の資格を有し、実務経験が3年以上あり、CADが使える方

■一般事務（電気・若干名）
資格 昭和54年4月2日から平成元年4月1日まで生まれ、第三種以上の電気主任技術者の資格を有する方

■保育士（若干名）
資格 昭和60年4月2日以降に生まれ、保育士証を有する方

第1次試験日 平成28年1月17日（日）
要項配布 12月15日（火）25日（金）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）に職員課で配布（市ホームページから12月26日（土）まで入手可能）

※詳しくは要項をご覧ください。
問合せ 職員課職員係 ☎ 497・1843

6648



使い残しがないか、確認してね！

「きよせプレミアム付き商品券」をご購入された皆さまへ

「きよせプレミアム付き商品券」の使用期限は平成27年12月31日（木）までです。期限を過ぎての使用は一切できませんので、必ず期限内にご使用ください。なお、期限を過ぎた商品券の換金及び返金はできません。商品券を使用できる店舗は、7月1日号の市報及び市ホームページ、清瀬商工会ホームページで確認できます。また、商品券取扱店にて商品券利用アンケートを実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 清瀬商工会 ☎ 491・6648

